日立市新庁舎建設設計提案競技実施要領

平成24年10月 日立市

日立市新庁舎建設設計提案競技実施要領 目次

Ι	趣旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
I	概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	名称																	
2	提案を求める範囲																	
3	主催者及び事務局																	
4	設計提案競技の概要																	
5	審査委員会																	
6	実施スケジュール																	
Ш	応募方法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1	応募資格等																	
2	応募登録																	
IV	現地説明会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
V	質疑応答	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
VI	提出図書について	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
1	1次審査用提出図書																	
2	2次審查用追加提出図書																	
3	提出図書の取扱い																	
VII	審査・選定方法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
1	1次審査																	
2	2次審査																	

VⅢ 計画条件	1 7
1 敷地の位置及び敷地条件2 建築条件	
IX 基本・実施設計業務委託契約	2 1
 契約の締結交渉 業務委託契約について 設計変更について 	
X 失格事項	2 3
様 式	2 4

I 趣旨

日立市では、本庁舎の老朽化への対応、耐震性能の確保や庁舎の分散化、バリアフリーへの対応など、様々な課題を抱えていました。また、東日本大震災では、災害対応の中枢となるべき庁舎が被災し、災害対策本部の設置ができないなど、防災拠点としての機能を果たすことができませんでした。

これらの課題を解決するには、耐震補強による大規模改修では限界があることから、本年2月に、新庁舎整備の基本的な方向性を示す「日立市新庁舎整備基本方針」(以下「基本方針」という。)を定め、さらに、本年9月には「日立市新庁舎建設基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

これらのことを踏まえ、日立市新庁舎建設基本・実施設計業務を委託する設計者を 選定するため、本要領により設計提案競技を実施します。

Ⅱ 概要

1 名称

日立市新庁舎建設設計提案競技(以下「設計提案競技」という。)

2 提案を求める範囲

設計提案競技において提案を求める範囲は、日立市新庁舎建設の計画敷地及びその周辺道路とします。

詳細は、参考資料3「設計提案を求める範囲図」を参照してください。

3 主催者及び事務局

(1) 主催者 日立市(以下「市」という。)

(2)事務局 日立市総務部新庁舎建設課(市役所本庁舎第2庁舎2階)

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

TEL: 0294-22-3111 内線 386 IP 電話: 050-5528-5142 (直通)

FAX: 0294-21-7750

電子メールアドレス: chouken@city.hitachi.lg.jp

4 設計提案競技の概要

(1) 選定方式

設計提案競技は、公募型設計競技方式で行います。選定の概略は下表のとおりです。

審査段階	審査の方法	選定数
1次審査	審査委員会が構想提案書を審査し、2次	5 案程度
	審査へ進む案を選定します。	
2 次審査	ア 追加提出された図書に基づいて、プレ	最優秀案・・・・・1案
	ゼンテーション及び審査委員会委員に	優秀案・・・・・1案
	よるヒアリングを行います。	
	イ プレゼンテーション及びヒアリング 終了後に審査会を開催し、最優秀案及び 優秀案を選定します。	

(2) 最終選定結果の発表

設計提案競技の最終選定結果は、平成 25 年 3 月上旬に市ホームページなどで 公表します。

(3)審査の講評

審査の講評は、平成25年3月中旬に市ホームページなどで公表します。

5 審査委員会

審査に当たっては、学識経験者などで構成する「日立市新庁舎建設設計提案競技 審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、最優秀案及び優秀案の選定 を行います。

審査委員会は、次に掲げる6名で構成します。

		(敬和	你略)
委員長	早稲田大学教授	古谷	誠章
副委員:	長 芝浦工業大学教授	作山	康
委 員	東京大学大学院教授	中井	祐
委 員	日立市コミュニティ推進協議会会長	柴田	和彦
委 員	日立市議会副議長	村田	悦雄
委 員	日立市副市長	福地	伸

6 実施スケジュール

【応募登録】

実施要領発表 平成24年10月1日(月)

 \blacksquare

現地説明会 平成 24 年 10 月 10 日 (水) 14:00~

▼ 会場:市役所臨時庁舎B棟2階大会議室

応募登録期間 平成 24 年 10 月 10 日 (水) ~10 月 31 日 (水)

▼

応募登録完了通知発送
受付、審査後に随時発送します。

質疑受付期間 平成 24 年 10 月 11 日 (木) ~11 月 22 日 (木)

質疑回答期間 平成 24 年 10 月 18 日 (木) ~ 11 月 30 日 (金)

【1次審查】

 \blacksquare

 \blacksquare

提出図書の提出期間 平成 24 年 12 月 3 日 (月) ~12 月 13 日 (木)

1 次審査及び結果通知 平成 24 年 12 月下旬

(非公開)

【2次審查】

追加提出図書の提出期間 平成 25 年 2 月 4 日 (月) \sim 2 月 14 日 (木)

公開プレゼンテーション 平成 25 年 3 月 2 日 (土) 10:30~

及びヒアリング 会場:日立市多賀市民会館1階小ホール

2次審査(非公開) 平成25年3月上旬

2次審査結果公表及び結果通知 平成 25 年 3 月 上旬

▼ 市ホームページなどで公表します。

審査講評 平成 25 年 3 月中旬

市ホームページなどで公表します。

Ⅲ 応募方法

1 応募資格等

(1) 応募資格

応募資格を有する者は、応募登録の申込み日において次に掲げる要件の全てに 該当する者とします。

- ア 関東地方において、建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に よる一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 平成8年4月1日から平成24年9月30日までの間に、日本国内において 次のいずれかに該当する建築物(延べ面積10,000 ㎡以上のもの)の基本設計 及び実施設計の業務実績があること。なお、業務実績については、平成24年 9月30日までに業務が完了しているものとする。
 - (ア) 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準 (平成 21 年国土交通省告示第 15 号) 別添二の表中四 業務施設のうち 第 2 類に掲げる庁舎、銀行、本社ビル等
 - (4) 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準別添二の表中十二 文化・交流・公益施設のうち第2類に掲げる映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
- ウ 建築士法第2条に規定する一級建築士を、管理技術者として設計業務に配置することができること。また、当該管理技術者となる者は、上記イと同じ条件の業務において建築設計の責任者としての実績(管理技術者又は意匠担当主任技術者に従事した実績)を有している者とする。
- エ 日立市建設コンサルタント業務等の入札参加に関する規程(平成 22 年日立 市告示第 82 号)に基づく建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を 有していること又は平成 25 年度中に市の建築関係建設コンサルタント業務の 入札参加資格を取得する予定があること。

(2) 応募に対する制限

- ア 応募は1者につき1点のみとします。
- イ 応募者は、意匠、構造、電気設備、給排水衛生設備、空調設備、造園などの 設計事務所などと協力体制を組むことができます。
- ウ次に掲げる者は、応募することはできません。
 - (ア) 応募者の協力者となった者
 - (4) 審査委員会委員又はその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている者
 - (ウ) 日立市新庁舎建設基本計画策定業務の受託者
 - (エ) 市が発注する運動公園新中央体育館建設事業基本設計業務の受託者
- エ 応募者は、次に掲げる者から直接又は間接に支援を受けることはできません。
 - (7) 審查委員会委員
 - (イ) 大学に所属している審査委員会委員の研究室に現に所属している者

(3) 工事受注資格の喪失

設計業務の受託者と次の関係がある建設業者は、新庁舎の建築主体工事の入札 に参加できません。

- ア 一方が他方に出資していること。
- イ 一方の取締役が他方の取締役を兼ねていること。

2 応募登録

設計提案競技の参加には、事前に応募登録が必要です。

(1) 応募登録の申込みに必要な書類及び提出部数

ア	応募登録申込書		(様式 1)	1 部
1	設計実績説明書	(建築士事務所用、管理技術者用)	(様式 2、3)	1 部
ウ	協力者通知書	(協力者がいる場合)	(様式 4)	1 部
エ	建築士事務所登録	禄通知書の写し		1 部
オ	管理技術者の一般	級建築士資格証明書の写し		1 部

(2) 応募登録の方法

ア 登録の受付期間

受付期間は、平成 24 年 10 月 10 日 (水) から 10 月 31 日 (水) までの土・ 日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

イ 提出先

日立市総務部新庁舎建設課(市役所本庁舎第2庁舎2階) 〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

ウ 提出方法及び留意事項

- (ア) 事務局へ直接持参するか郵送(受付期間内必着)により提出してください。
- (イ) 指定した書類以外は受理できません。

(3) 応募資格の審査及び設計提案競技登録番号の通知

ア 応募資格を満たしていることが認められた応募者には、設計提案競技登録番号を記した応募登録完了通知書を郵送します。

イ 応募資格を満たしていることが確認できない場合は、その旨を電子メールに より通知します。

ウ 応募登録に関する内容は公表しません。

IV 現地説明会

- 1 現地説明会は次のとおり実施します。
 - (1) 日時 平成24年10月10日(水)午後2時から
 - (2) 会場 市役所臨時庁舎 B 棟 2 階大会議室
- 2 説明会の参加希望者は、実施日の前日午後5時までに電子メールで連絡してください。参加できる人数は各者2名までとします。

電子メールアドレス: chouken@city.hitachi.lg.jp

電子メールの件名は「現地説明会参加」とし、本文には「建築士事務所の商号 又は名称、所在地、電話番号、参加人数、参加者氏名」を明記してください。

3 説明会当日は質疑応答を行いません。質疑応答については、以下の「V 質疑応答」を参照してください。

V 質疑応答

- 1 質疑は、応募登録の申込みをした者又は現地説明会に参加した者のみ行うことができます。
- 2 質疑を行うことができる期間は、平成 24 年 10 月 11 日 (木) 午前 9 時から 11 月 22 日 (木) 午後 5 時までとします。
- 3 質疑は、電子メールにより行うものとします。

電子メールアドレス: chouken@city.hitachi.lg.jp

電子メールの件名は「設計提案競技質疑」とし、本文には「建築士事務所の商 号又は名称、所在地、電話番号、担当者名、該当資料名、該当項目及びページ、 質疑内容」を明記してください。

- 4 質疑に対する回答は、市ホームページ上で随時公表します。
- 5 質疑の回答事項は、実施要領などの追加又は修正とみなします。

VI 提出図書について

1 1次審查用提出図書

(1)提出図書及び提出部数

ア 参加表明書(様式 5)1 部イ 構想提案書(A2 判 2 枚組)20 部ウ 構想提案パネル (構想提案書を A1 判に拡大したもの)1 式エ 構想提案書の PDF データ1 式オ 納税証明書各 1 部

(2) 作成に当たっての留意事項

ア 参加表明書(様式5)

設計提案競技登録番号などを記載してください。

イ 構想提案書

次の(ア)から(か)までの内容を A2 判の用紙 2 枚に表現してください。表現方法は自由とします。ただし、設計図、精密な透視図や模型写真などを求めるものではありません。用紙は横使いとし、折らずに左綴じステープラー(ホチキスなど)止めとしてください。構想提案書には参加表明者が特定できるような表示をしないでください。記述する文字は原則として 10pt 以上を使用してください。

(7) 設計提案競技登録番号

構想提案書の1枚目の右上に縦1.5cm×横5cm程度の枠を設け、その中に 設計提案競技登録番号を表示してください。

(4) 設計方針

「基本方針」、「基本計画」及び17ページからの「Ⅷ 計画条件」を踏まえ、新庁舎の設計方針を記載してください。その他、特に主張したい事項があれば記載してください。

(ウ) ゾーニング、動線計画の考え方

多目的ロビーや売店などの市民サービス部門のほか、窓口部門、議会部門、 執務室などのゾーニング及び駐車場、外構などの動線計画の考え方を表現 してください。

- (エ) 配置図及び外構計画イメージ図 縮尺は任意とします。
- (オ) 主要な階の平面イメージ図 縮尺は任意とします。
- (カ) 主要な内観及び外観イメージ図 主要な部分を適宜選んでください。視点及び表現方法は自由とします。

ウ 構想提案パネル

イの構想提案書を A1 判に拡大し、厚さ 7mm のスチレンボード(外枠不要) に 1 枚ずつ貼付して作成してください。

エ 構想提案書の PDF データ 構想提案書 1 枚当たり 5MB以内のファイルにし CD-R で提出してください。

才 納税証明書

法人税、事業税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書を提出してください。なお、日立市建設コンサルタント業務等の入札参加に関する規程に基づく建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を有する者は、提出の必要はありません。

カ 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に 定める単位とします。

(3)提出方法

ア 提出期間

1 次審査用提出図書の提出期間は、平成 24 年 12 月 3 日 (月) から 12 月 13 日 (木) までの土・日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

イ 提出先

日立市総務部新庁舎建設課(市役所本庁舎第2庁舎2階) 〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

ウ 提出方法及び留意事項

- (ア) 事務局へ直接持参するか、郵送又は宅配便(提出期間内必着)により提出 してください。
- (イ) 指定した提出図書以外は受理できません。
- (ウ) 提出図書を受領した際に受領書を交付します。郵送などで提出された場合は、ファックスにより受領書を交付します。

(エ) 提出後における図書の追加、差替えなどは、原則受け付けません。

(4)費用負担

提出図書の作成及び提出に係る費用は、参加表明者の負担とします。

2 2次審查用追加提出図書

(1)提出図書及び提出部数

ア	技術提案書	(A2 判 3 枚組)		20 部
1	技術提案パネル	(技術提案書を A1 判に	拡大したもの)	1式
ウ	技術提案書の PD	Fデータ		1式
工	設計事務所の概況	及び取組体制説明書	(様式 6)	1 部
オ	管理技術者の業務	実績説明書	(様式7)	1 部
力	各担当(主任)技	術者の業務実績説明書	(様式 8)	1 部

(2) 作成に当たっての留意事項

ア 技術提案書

1次審査で提出した構想提案書をより具体的に表現した技術提案書を作成してください。

次の(ア)から(カ)までの内容を A2 判の用紙 3 枚に表現してください。表現方法は自由とします。用紙は横使いとし、折らずに左綴じステープラー(ホチキスなど)止めとしてください。技術提案書には 1 次審査通過者が特定できるような表示をしないでください。記述する文字は原則として 10pt 以上を使用してください。

(7) 設計提案競技登録番号

技術提案書の1枚目の右上に縦1.5cm×横5cm 程度の枠を設け、その中に 設計提案競技登録番号を表示してください。

(4) 設計趣旨

「基本方針」、「基本計画」及び17ページからの「W 計画条件」を踏まえ、 次の項目について新庁舎の設計に対する基本的な考え方を記載してください。

配置及び外構計画、空間計画、構造計画、設備計画、防災計画、 運用計画及び環境負荷の低減に関する計画

(ウ) 計画概要

建築面積、延べ面積、各階床面積、主要部門の床面積、構造、階数、階高、 最高の高さ、駐車台数、主要内外部仕上表を記載してください。

主要部門の床面積は、参考資料 8「新庁舎の想定床面積一覧」を参考として、 次の区分で算定してください。

執務室、会議室、書庫・倉庫、議会機能、諸室、市民サービス機能、 トイレ・給湯室・更衣室、玄関等、地下駐車場等、付属施設(車両棟 等)、駐車場

(エ) 計画図

•配置図

縮尺は1:1,000程度とし、庁舎(車両棟を含む。)、植栽、歩道、車路、 駐車場、駐輪場などの配置を表現してください。

• 各階平面図

縮尺は 1:400 程度とし、室名のほか、机、椅子、キャビネットなど什器の配置を表現してください。

• 立面図

縮尺は1:1,000程度とし、東面、南面の各立面図を表現してください。

• 断面図

縮尺は 1:1,000 程度としてください。

• 日影図

縮尺は 1:1,500 程度とし、庁舎が及ぼす 1 時間ごとの日影及び建築基準 法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)に基づく等時間日 影を表現してください。

(オ) 外観パース

視点は一般国道 6 号とあんず通りの交差点からの庁舎方向とし、表現方法は自由とします。

(カ) 内観パース

市民サービス機能(多目的ロビーなど)、窓口フロア、議場、執務室について、それぞれ作成してください。視点及び表現方法は自由とします。

- (キ) 概算事業費及びその算定に関する基本的な考え方
- (ク) ライフサイクルコストの低減方法に関する考え方

イ 技術提案パネル

アの技術提案書を A1 判に拡大し、厚さ 7mm のスチレンボード(外枠不要) に 1 枚ずつ貼付して作成してください。

- ウ 技術提案書の PDF データ 技術提案書 1 枚当たり 5MB以内のファイルにし CD-R で提出してください。
- エ 設計事務所の概況及び取組体制説明書(様式 6) 記入欄が不足する場合は、適宜行を追加して記入してください。
- オ 管理技術者の業務実績説明書(様式7) 5ページの「(1) 応募資格」を優先して記入してください。
- カ 各担当(主任)技術者の業務実績説明書(様式 8) 5ページの「(1)応募資格」を優先して記入してください。 記入欄が不足する場合は、適宜行を追加して記入してください。
- キ 使用する言語、通貨及び単位 日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。

(3)提出方法

ア 提出期間

2 次審査用提出図書の提出期間は、平成 25 年 2 月 4 日 (月) から 2 月 14 日 (木) までの土・日曜日と祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

イ 提出先

10 ページのVI-1-(3) -イのとおりです。

ウ 提出方法及び留意事項

10ページのVI-1-(3) -ウのとおりです。

(4)費用負担

設計業務の契約締結者以外の2次審査参加者には、提出図書の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングへの参加に係る費用として、2次審査終了後に参加報酬(1者につき100万円)を支払います。ただし、23ページの失格事項に該当することとなった者は参加報酬の支払いの対象から除きます。

3 提出図書の取扱い

- (1) 提出図書は返却しません。
- (2) 提出図書の著作権は応募者に帰属しますが、市は、選定結果の発表(広報、市ホームページなど)や出版物などへの掲載、展示会などにより、提出図書を公表する場合があります。

VII 審査・選定方法

1 1次審查

(1)審査の方法

審査委員会が構想提案書を審査し、2次審査へ進む案を5案程度選定します。

(2)審査の視点

「基本方針」、「基本計画」の理解度、提案内容の創造性などを総合的に評価します。

(3)審査及び提出図書等の公開

ア 1次審査は非公開とします。

イ 参加表明者の商号又は名称及び構想提案書は、2次審査終了後まで非公開と します。ただし、1次審査通過者の商号又は名称は、2次審査のプレゼンテー ション開始時に公開します。

(4)審査結果の通知

審査結果は参加表明者全員に郵送で通知します。

2 2次審査

(1)審査の方法

ア 追加提出された図書に基づいて、プレゼンテーション及び審査委員会委員に よるヒアリングを行います。

イ プレゼンテーション及びヒアリング終了後に審査委員会委員による審査会 を開催し、最優秀案及び優秀案(各1案)を選定します。

(2)審査の視点

「基本計画」に対する技術提案の的確性、提案内容の実現可能性などを総合的に評価します。

(3) プレゼンテーションの方法

- ア プレゼンテーションには、構想提案パネル及び技術提案パネルのほか追加提 出図書の内容を用いることができます。また、プロジェクタによるスクリーン 投影を行うことができます。
- イ プレゼンテーションの参加者は、1者につき3人以内とします。
- ウ プレゼンテーションは 1 者につき 15 分以内とし、その順番は 2 次審査当日 に抽選により決定します。
- エ プレゼンテーションで使用するパソコンやデータは、各自持参してください。
- オ プロジェクタ、ケーブル及びスクリーンは事務局が次の機器を用意します。 専用のアダプタが必要な場合は各自持参してください。
 - (ア) プロジェクタ: EB-1775W
 - (イ) ケーブル : D-Sub15 ピンケーブル

(4) ヒアリングの方法

ア ヒアリングには、構想提案パネル及び技術提案パネルのほか追加提出図書の 内容を用いることができます。

- イ ヒアリングの参加者は、1者につき3人以内とします。
- ウ ヒアリングは同一会場において全者一斉に行うこととし、**2**時間程度を予定します。

(5)審査及び提出図書等の公開

- ア プレゼンテーション及びヒアリングは一般公開としますが、審査会は非公開 とします。
- イ 2 次審査参加者の商号又は名称及び技術提案書並びに最優秀案の提案者(以下「最優秀者」という。)及び優秀案の提案者(以下「次点者」という。)の商 号又は名称は 2 次審査終了後に市ホームページなどで公表します。

(6)審査講評及び審査結果の通知

- ア 審査結果は2次審査参加者全員に郵送で通知します。
- イ 設計提案競技の全体講評のほか、2次審査参加者の個別講評を審査委員長が 作成し、市ホームページなどで公表します。

Ⅲ 計画条件

1 敷地の位置及び敷地条件

(1)計画敷地について

ア 所在地:日立市助川町1丁目1番1の一部外

イ 敷 地:参考資料 4「都市計画等指定状況図」の計画敷地境界線の範囲

ウ 敷地の面積:約 24,890 ㎡ (高鈴中継ポンプ場及び職員研修会館の敷地並び に市道 2601 号及び数沢川敷を含む)

※上記のうち新庁舎が配置される部分の敷地の面積は約22,205 m²です。

※なお、敷地の土地利用及び周辺道路改良の提案によって、敷地面積は増減 することが想定されます。

(2)都市計画などの指定状況

ア 用途地域など

下表及び参考資料 4「都市計画等指定状況図」を参照してください。

防火地域、準防火地域、法第 22 条区域、用途地域、建ペい率、容積率の指定状況								
地番		防火・準防 火地域、法 第 22 条区 域の別	用途地域	建 ペ い 森 率 (%)		その他の 都市計画		
助川町1丁目	1-1 の一部	防火地域	第二種住居地域	60	200			
	1.0		国道 6 号線から 50m まで:商業地域	80	400			
同 上	1-2	同 上	上記以外の部分: 第二種住居地域	60	200			
同上	1-7 の一部	同 上	第二種住居地域	同	上			
同上	1-8	同 上	同 上	同	上			
同上	2-1	法第 22 条 区域	同 上	同	上			
同 上	2-2	<u></u> 티	日日	叵	上			
同 上	3-1	同 上	同 上	司	上			
同 上	3-2	同 上	同 上	同	上			
同 上	3-3 の一部	同 上	同 上	同	上			
同 上	4	同 上	同 上	囯	上			
同 上	155 の一部	同 上	同 上	同	上			

防火地域、準防火地域、法第22条区域、用途地域、建ペい率、容積率の指定状況								
地		防火・準防 火地域、法 第 22 条区 域の別	用途地域	建 ペ い 率	容積率	その他の都市計画		
同上	150	同上	国道 6 号線から 50m まで:商業地域	80	400			
H	156	同上	上記以外の部分: 第二種住居地域	60	200			
同上	水路	同上	第二種住居地域 工業地域	同	上			
同上	165	同上	第二種中高層 住居専用地域	冝	上			
同 上	172-1	同上	第二種住居地域	匣	上			
同 上	173	同 上	同 上	司	上			
同 上	174	同 上	工業地域	司	上			
同 上	175-1	同 上	同 上	同	上			
同 上	176-3	同 上	同 上	同	上			
高鈴町1丁目	501	同 上	第一種住居地域	同	上	平沢地区 地区計画		

イ 日影規制

日影規制の指定は次のとおりです。

対象区域	法別表第 4 (に) 欄の号	規制時間		
第一種中高層住居専用地域	(2)	敷地境界から 10m 以内の範囲	4 時間	
第二種中高層住居専用地域	(2)	敷地境界から 10m を超える範囲	2.5 時間	
第一種住居地域 第二種住居地域	(9)	敷地境界から 10m 以内の範囲	5 時間	
準住居地域	(2)	敷地境界から 10m を超える範囲	3時間	

ウ 周辺道路の状況

敷地に接する周辺道路の状況は次のとおりです。

道路名称	道路幅員	都市計画道路の指定	法第 42 条該当項号
国道 6 号	約 20m	あり (事業完了済)	第1項第1号
市道 2583 号	約 7m	あり (事業未実施)	第1項第1号
市道 2591 号	約 1.8m	なし	第2項
市道 2560 号	約 1.8~6m	あり (事業未実施)	第2項
市道 2601 号	約 5m	なし	廃止予定
市道 2602 号	約 12m	なし	第1項第1号
市道 2603 号	約 10m	なし	第1項第1号

工 地区計画

平沢地区地区計画により、高鈴町1丁目501番は公益・複合住宅地区に指定されています。地区計画の指定内容は次のとおりです。

整備・開発 及び保全の方針	概要
地区計画の目標	平沢土地区画整理事業の目的、整備効果を維持増進させるため、緩 衝緑地の設定、緑化の推進、及び建築物等の適切な誘導等を行い、 居住機能と商業機能及び公益機能が調和した良好で質の高い市街 地形成を図ることを目標とする。
土地利用の方針	住宅地としての調和を保ちつつ、病院・学校等公益施設の立地を図るとともに、隣接する業務系土地利用に付随する利便施設が共存しうる土地利用を誘導する。併せて敷地緑化を推進し、周辺住宅地の住環境と調和する緑豊かな土地利用を形成する。
建築物等の用途制限	ボーリング場、スケート場、水泳場、自動車教習所、畜舎を建築してはならない。
建築物等の形態又は色 彩の制限	外壁、屋根は彩度の高い色彩及び蛍光色を禁止 屋外広告物の面積の制限
かき柵の構造の制限	鉄線、バラ線、1.2m を超えるブロック積みの制限
緑化率の最低限度	15/100

オ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)に基づく重点整備地区

計画敷地は重点整備地区に指定されており、日立市交通バリアフリー特定事業計画に基づく整備が必要とされています。

カ 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) に基づく電波伝搬障害防止区域 指定はありません。

キ 埋蔵文化財

日立市文化財分布地図への記載はありません。

ク その他留意する法令など

- (ア) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)
- (イ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- (ウ) 茨城県景観形成条例(平成6年茨城県条例第40号)
- (エ) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例(平成8年茨城県条例第10号)
- (オ) 日立市建築基準条例(平成12年日立市条例第10号)
- (カ) 日立市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱 (昭和54年日立市告示第22号)

(3) 民有地の取得について

助川町1丁目165番及び助川町1丁目174番の民有地は、新庁舎建設工事の 着工までに市が取得します。

(4) 計画敷地内の既存施設について

計画敷地内の既存施設は、参考資料 3「設計提案を求める範囲図」のとおりです。なお、基本事項は「基本計画 第 3 章 敷地の利用方針 1 敷地の条件の整理」を参照の上、配置計画を検討してください。

2 建築条件

次に掲げる建築条件は、「基本計画」に記載されている内容を基本とします。

また、(3)諸室の必要面積については、参考資料 8「新庁舎の想定床面積一覧」 及び参考資料 9「新庁舎で執務を行う課所及び職員数」も参考にしてください。

- (1) 新庁舎の配置
- (2) 新庁舎の延べ面積
- (3)諸室の必要面積
- (4) 駐車場、駐輪場の規模
- (5) 新庁舎の耐震基準
- (6) 概算事業費

IX 基本・実施設計業務委託契約

1 契約の締結交渉

- (1) 市は、最優秀者と設計業務委託の契約締結交渉を行うものとします。
- (2) 最優秀者が設計提案競技終了後に23ページの「X 失格事項」に該当すると 認められた場合又は市と最優秀者による契約締結交渉が不調となった場合、市は 次点者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (3) 設計提案競技以後、提案された取組体制が著しく変わった場合、設計業務委託の契約候補者としての資格を取り消すことがあります。さらに、契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。

2 業務委託契約について

- (1) 設計業務について、市は随意契約により契約締結交渉の内容を踏まえて業務 委託契約を締結します。(平成25年3月中に契約予定)
- (2) 管理技術者は取組体制書に記載のある者とし、原則として変更を認めません。
- (3) 委託金は、市が定める予算額(328,600 千円)の範囲内で、官庁施設の設計業務等積算基準(平成21年国営整第1号)及び官庁施設の設計業務等積算要領(平成21年国営整第68号)などを参考に算定した額とし、契約候補者と協議して決定します。なお、予算額を積算した際の業務委託の内容は次のとおりです。
 - ア 官庁施設の設計業務等積算要領に規定する基本設計業務
 - イ 官庁施設の設計業務等積算要領に規定する実施設計業務及び次に掲げる追加業務
 - (ア) 積算数量算出書、単価作成資料、見積徴収、見積検討資料の作成
 - (イ) 概略工事工程表の作成
 - (ウ) 透視図の作成(鳥瞰図、A1 判)
 - (エ) 模型の製作(1,000mm×1,200mm、縮尺 1/100)
 - (オ) 概略工事工程表の作成
 - (カ) 外構及び道路改良工事の設計
 - (キ) 内部電保護設備の設計
 - (ク) 構内情報通信網設備 (LAN、IP 電話) の設計
 - (ケ) 音声誘導設備の設計

- (コ) 雨水・排水再利用設備の設計
- (サ) 蓄熱システムなどの設計
- (シ) 計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価
- (ス) サインの設計
- ウ オフィスレイアウト調査及び設計
- エ 免震構造設計のための地質調査
- オ 電波障害事前調査及び検討
- カ 次に掲げる申請などに必要な図書の作成及び手続(申請手数料等を含む)
 - (ア) 法に基づく計画通知
 - (イ) 法に基づく認定に係る評価
 - (ウ) 法に基づく認定
 - (エ) 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) による評価
 - (オ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく申請
 - (カ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号) に基づく申請
 - (キ) 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく申請
- (4) 設計業務の受託者に対し新庁舎建設工事監理業務を委託する予定があります。

3 設計変更について

設計提案競技において提案された設計案は、今後、市民意見及び市の検討結果を反映させるため、設計業務委託契約締結後に変更される場合があり得るものとします。なお、これらの変更は、あらかじめ設計業務委託の範囲に含むものとします。

X 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その応募者は失格とします。

- (1) 応募資格を有しないにもかかわらず提出図書を提出した場合
- (2) 提出図書に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出図書の作成方法、提出方法及び提出期限を守らない場合
- (4) 実施要領発表後から契約締結までの期間に、市の指名停止措置を受けた場合
- (5)審査委員会委員又はその関係者に対し、設計提案競技に関して不正な接触又は要求をした場合
- (6) 他者の作品を盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合
- (7) 既に発表済みの作品を応募した場合
- (8) その他、審査委員会が不適格と認めた場合

様 式

様式1 応募登録申込書 様式2 設計実績説明書(建築士事務所用) 様式3 設計実績説明書(管理技術者用) 様式4 協力者通知書 様式5 参加表明書 様式6 設計事務所の概況及び取組体制説明書 様式7 管理技術者の業務実績説明書 様式8 各担当(主任)技術者の業務実績説明書

(様式1)

受付番号 ※事務局使用欄

応募登録申込書

日立市新庁舎建設設計提案競技に関係書類を添えて、登録の申込みをします。

平成 年 月 日

日立市長 吉成 明 様

(応募者)

商 号 又は名称		一級建築 登 録			
所 在 地	Ŧ				
代 表 者 氏 名					印
管 理技 術 者氏 名					
連絡先担当者					
TEL		FAX			
E-mail					

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦使いとします。

設計実績説明書 (建築士事務所用)

応募者の 商号又は名称		
	建物名称	
	所 在 地	
	代表となる 設計 者	商号又は名称 氏名
	設計期間	
	主要用途	
応募資格となる	建築面積	
建築物の概要	延べ面積	
在来的少院女	階数	
	構造	
	工事完了年月	
	建物の特徴	
写真	(代表的な外観)	

※平成8年4月1日以降に設計に着手し平成24年9月30日までに 基本設計及び実施設計が完了した業務実績について記入してください。

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦使いとします。

設計実績説明書(管理技術者用)

応募者の 商号又は名称			
	建物名称		
	所 在 地		
	代表となる 設計 者	商号又は名称 氏名	
	管理技術者の氏名 及び応募資格となる 設計実績の担当	氏名	担当
応募資格となる 設計実績の概要	設計期間		
	主要用途		
	建築面積		
	延べ面積		
	階数		
	構造		
	工事完了年月		
	建物の特徴		
写真	(代表的な外観及び内	R観の写真を貼付してください	\'_\)

※平成8年4月1日以降に設計に着手し平成24年9月30日までに基本設計及び実施設計が完了 した業務実績について記入してください。

※担当についてはその業務の役割(管理技術者、意匠担当主任技術者など)を記入してください。 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦使いとします。

協力者通知書

(応募者)						
		号				
	又は名	3称				
	代 表	者				
	氏	名				印
	所 在	地				

(協力者)

協力分野			
商 号 又は名称		一級建築士事務所等 登 録 番 号	
所在地	₹		
代表者 氏名			印
主 任 技 術 者 氏 名			

※協力者が複数ある場合は、協力者1者につき1枚提出してください。

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦使いとします。

設計提案競技登	録番号
()

参加 表明書

日立市新庁舎建設設計提案競技に関係書類を添えて参加を表明します。なお、記載事項は、事実に相違ありません。

平成 年 月 日

日立市長 吉成 明 様

商 号 又は名称		一級建築士登 録 禄		
所 在 地	₸			
代表者氏 名				印
管 理 技術者 氏 名				
TEL		FAX		
E-mail				

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦使いとします。

/	14		_
(秣	₹.	6

(

設計事務所の概況及び取組体制説明書

【設計事務所の概況】

資本金		千円
総所員数		人
技術系所員数		人
一級建築士数		人
職種別技術所員数		人
(内訳)	建築	人
	造 園	人
	構造	人
	機械	人
	電 気	人
	その他	人
直前1年間の設計受注実績		千円

【日立市新庁舎の設計者に選定された場合の設計業務取組体制】

	区分	主任技術者 氏 名	現在の担当 業務及び 完了予定年月	商号又は名称	資本金	総所員数	技術系 所員数	直前1年間の 設計受注実績
	管理技術者 意 匠				千円	人	人	千円
	構造				千円	人	人	千円
	電 気				千円	人	人	千円
建	空調設備				千円	人	人	千円
築	給排水衛生				千円	人	人	千円
	積 算				千円	人	人	千円
					千円	人	人	千円
					千円	人	人	千円
7-3-	造園				千円	人	人	千円
建築以外					千円	人	人	千円
外					千円	人	人	千円

設計業務取組体制の表の商号又は名称、資本金、総所員数、技術系所員数、直前1年間の設計受注実績は、協力者について記載してください。

用紙の大きさは、日本工業規格A4横使いとします。

<u>ئ</u>

(様式7)

設計提案競技	支登録番号	
()	

管理技術者の業務実績説明書

氏 名			年	齢	j,	裁	実務経験年数		年
	一級建築士						年 月	•	
資格名			取得] 年月			年 月		
							年 月		
主な業務実績									
設計・	・業務名		構造・	階数・延	べ面積		業務期間	担当	
					I	m²	年 月 ~ 年 月		
					I	m²	年 月 ~ 年 月		
					I	m²	年 月 ~ 年 月		
主	な手持ち設計刻	業務量(平	三成 25 年	4月1日	現在の手持ちの	設計	計業務)合計(件)	
施設名及	及び所在地		構造・階数・延べ面積				履行期間	担当	
					I	m²	年 ~ 年 月		
					I	m²	年 月 ~ 年 月		
					1	m²	年 月 ~ 年 月		
備考					<u> </u>		<u> </u>	. <u></u>	

- 1 平成8年4月1日以降に設計に着手し、平成24年9月30日までに基本設計及び実施設計が完了した 業務実績を記入してください。
- 2 実施要領のⅢ-1-(1)の応募資格を優先して記入してください。
- 3 実務経験年数については1年未満を切り捨てしてください。
- 4 担当についてはその業務の役割(管理技術者、意匠担当主任技術者など)を記入してください。
- 5 主な業務実績は3件以内としてください。

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦使いとします。

設計提案競技登錄	录番号
()

各担当(主任)技術者の業務実績説明書

分 担 氏 名 [資格] 年 齢 (取得年月) 実務経験年数			主な業務実績 ・平成8年4月1日以降に設計に着手し、平成24年9月30日までに基本設計及び実施設計が完了した業務実績を記入してください。 ・実施要領のⅢ-1-(1)の応募資格を優先して記入してください。					
					業務名	構造・階数 延べ面積	業務期間	担当
意匠担当 主任技術者氏名		[年] 月)		m²	年 月~ 年 月	
年齢 実務経験年数	歳年	[(年] 月)		m²	年 月 ~ 年 月	
構造担当 主任技術者氏名		[年] 月)		m²	年 月 ~ 年 月	
年齢 実務経験年数	歳年	[年] 月)		m²	年 月 ~ 年 月	
電気設備担当 主任技術者氏名		[(年] 月)		m²	年 月 ~ 年 月	
年齢 実務経験年数	歳年	[年] 月)		m²	年 月 ~ 年 月	
機械設備担当 主任技術者氏名		[年] 月)		m²	年 月 ~ 年 月	
年齢 実務経験年数	歳年	[年] 月)		m²	年 月 ~ 年 月	
積算担当 主任技術者氏名		[(年] 月)		m²	年 月 ~ 年 月	
年齢 実務経験年数 備考	歳年	[年] 月)		m²	年 月 ~ 年 月	

備考

- 1 実務経験年数については1年未満を切り捨てしてください。
- 2 主任技術者が協力者の事務所等に所属する場合は、氏名を○で囲んでください。
- 3 担当についてはその業務の役割(管理技術者、意匠担当主任技術者など)を記入してください。
- 4 主な業務実績は各技術者2件以内としてください。

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦使いとします。

参考資料

参考資料 1 日立市新庁舎整備基本方針

参考資料 2 日立市新庁舎建設基本計画

参考資料 3 設計提案を求める範囲図

参考資料 4 都市計画等指定状況図

参考資料 5 土地の公図

参考資料6 地質調査結果ボーリング柱状図

参考資料 7 現庁舎などの各階平面図

参考資料 8 新庁舎の想定床面積一覧

参考資料9 新庁舎で執務を行う課所及び職員数

参考資料10 敷地現況平面図

参考資料11 提出図書チェックリスト(応募登録用、1次審査用、2次審査用)